

障害者施策において、政府は、平成14年に、15年度から24年度までの10年間を計画期間とする「障害者基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定し、併せて、基本計画に基づく諸施策の着実な推進を図るため、前期5年間に係る現行「重点施策実施5か年計画」を策定した。

基本計画においては、我が国が目指すべき社会を障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会とすることを掲げ、そのための課題、分野別施策の基本的方向等を規定したところである。

以来、我が国の障害者施策は、基本計画及び現行「重点施策実施5か年計画」に基づき、共生社会の実現に向けて着実に推進され、各分野で法制度の改正等が行われてきたところである。

〈法制度の改正等〉

平成16年

- ・障害を理由とする差別の禁止等を内容とする障害者基本法の改正
- ・発達障害者に対する生活全般にわたる支援の促進等を図るための発達障害者支援法の制定

平成17年

- ・精神障害者に対する雇用対策の強化等を行うための障害者の雇用の促進等に関する法律の改正
- ・障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、障害福祉サービスを質・量共に充実すること等を目的とした障害者自立支援法の制定

平成18年

- ・複数の障害に対応した教育を行うことのできる特別支援学校の制度化等を行うための学校教育法等の改正
- ・教育の機会均等に係る規定に障害者の教育に係る支援を盛り込んだ教育基本法の改正
- ・公共交通機関、道路、建築物等の一体的・総合的なバリアフリー化の促進等を内容とする高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の制定

〈国連の動向等〉

平成18年

- ・国連総会における、障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約である障害者権利条約の採択

平成19年

- ・国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)における「びわこミレニアムフレームワーク」に係る後期5年間の行動指針としての「びわこプラスファイブ」の採択
- ・障害者権利条約の署名

共生社会は、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会であるとともに、障害者が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画し、その一員として責任を分担する社会である。

本計画においては、現行「重点施策実施5か年計画」期間において行われた法制度の改正の施行状況等を踏まえ、自立と共生の理念の下に、共生社会の実現に真に寄与するようにするため、以下に重点を置き、施策展開を図ることとするものである。

☆地域での自立生活を基本に、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害等の障害の特性に応じ、障害者のライフサイクルの全段階を通じた切れ目のない総合的な利用者本位の支援を行うこと。

☆障害者の地域における自立や社会参加に係る障壁を除くため、誰もが快適で利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備等を推進するとともに、IT(情報通信技術)の活用等により障害者への情報提供の充実等を図ること。

☆障害者自立支援法の抜本的な見直しの検討を進め、その結果を踏まえ必要に応じ本計画の見直しを行うこと。

☆障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約である障害者権利条約の可能な限り早期の締結を目指して必要な国内法令の整備を図ること。

本計画においては、これらを基とし、基本計画の後期5年間に係る諸施策の着実な推進を図るため、平成20年度からの5年間に重点的に取り組むべき課題について、120の施策項目並びに57の数値目標及びその達成期間等を定めるものである。

I 重点的に実施する施策及びその達成目標

1 啓発・広報

○基本方針

障害者が地域において自立して生活し、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害及び障害者に関する国民理解を促進し、併せて、障害者への配慮等について国民の協力を得るため、幅広い国民の参加による啓発・広報活動を強力に推進する。

①啓発・広報活動の推進

○共生社会の理念の普及等

障害者週間の行事の実施等を通じて、共生社会の理念の普及を図る。

特に、将来を担う若者に対する啓発・広報を一層推進する。

また、障害のある人が障害のない人と同じように生活するために必要な配慮・工夫について国民の理解と協力を得るため、啓発・広報を推進する。

（数値目標・達成期間）

○共生社会の周知度

・世代全体

40.2%〔19年〕→50%〔24年〕

○共生社会の周知度

・若者（20代）

26.7%〔19年〕→50%〔24年〕

※直近の実績の数値を矢印の左側に記載している。以下同じ。

○精神障害、知的障害、発達障害等に係る一層の理解促進

国民の障害及び障害者に対する理解を引き続き促進する。とりわけ、国民の理解が遅れているとされる精神障害、知的障害、発達障害等については、その障害の特性や必要な配慮等に関し、国民の理解と協力が得られるよう一層の啓発・広報を推進する。

また、地域社会における障害者への理解を促進するため、福祉施設、教育機関等と地域住民等との日常的交流の一層の拡大を図る。

○障害者権利条約及び障害者関連法令の周知

我が国が署名し、今後締結を目指している「障害者の権利に関する条約」への関心を高めるため、同条約の国民への周知を図る。

また、国民の障害者に対する理解を促進し、障害者の人権の確保等を図るため、同条約等に係る関連法令を含む障害者関連法令の国民への周知を図る。

○障害者の利活用への配慮等に係る啓発・広報の充実

障害者が利活用する視覚障害者誘導用ブロック、補助犬、補装具等に対する理解を促進するとともに、円滑な利活用に必要な配慮等について周知を図る。

特に、障害者用駐車スペースにおける不適切な利用を防止するなど、当該駐車スペースを必要とする障害者等が円滑に利用できるようにするため、当該駐車スペース及びいわゆる国際シンボルマークの趣旨の周知や、分かりやすい表示の普及等を図る。

障害者団体等が作成する各種障害を対象とした啓発、周知等のためのマークについて、国民への情報提供を行い、その周知を図る。

○多様な媒体を活用した啓発・広報の推進

インターネットの活用等、創意工夫のある広報媒体・広報手段を活用した効率的・効果的な啓発・広報を推進する。

○関係機関の連携・協力による啓発・広報の推進

企業及び民間団体との連携、マスメディアの協力による啓発・広報を推進するとともに、人権擁護、福祉、労働、教育等の各行政分野の連携による幅広い啓発・広報を推進する。

○「心のバリアフリー」の推進

バリアフリー化の推進に関する取組を表彰し、その取組を広く普及させること等により、障害者が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について国民の理解を深め、誰もが障害者等に自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進する。

②福祉教育等の推進

○相互理解の促進

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との相互理解を深めるための活動を一層促進する。

○障害者を理解するための教育の推進

小・中学校等の特別活動等において、障害者に対する理解と認識を深めるための指導を推進する。

③公共サービス従事者等に対する障害者理解の促進

○行政機関、企業等の職員に対する障害者理解の一層の促進

行政機関、企業等の職員に対し、障害者への配慮マニュアルの活用、各種研修の実施等により、障害の特性や必要な配慮等に関し周知を図り、その一層の理解と協力を促進する。

④ボランティア活動の推進

○ボランティア活動及び企業等の社会貢献活動の理解促進

児童生徒、地域住民等のボランティア活動への理解を引き続き促進するとともに、企業やその職員等の社会貢献活動の充実を図るため、取組事例の紹介等により、その一層の理解と協力を促進する。

2 生活支援

○基本方針

利用者本位の考え方に立って、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進し、障害の有無にかかわらず安心して暮らせる地域社会の実現に向けた体制を確立する。

また、ライフサイクルを通じて切れ目のない相談支援及び各種サービスの提供を図るとともに、成年後見制度の利用促進等による権利擁護を図り、地域生活を支援するための技術開発を促進する。

①利用者本位の生活支援体制の整備

○利用者の立場に立ったサービス体系の実現と事業者の経営基盤の強化

障害者自立支援法の施行状況等を踏まえ、その抜本的な見直しの検討を進めるとともに、利用者負担の見直しと事業者の経営基盤の強化に取り組む。

○地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実

ア ライフサイクルを通じた障害福祉サービスの利用援助や当事者による相互支援（ピ

アカウンセリング）、権利擁護のために必要な援助等を提供する体制の充実のために、地域自立支援協議会を中心とした障害者の地域生活を支えるネットワークを構築する。

イ 国立専門機関等において、地域で生活する障害者や支援者が、障害の特性に応じた支援方法などについて、より高度な専門的・技術的支援を受けることができる体制を整備する。

(数値目標・達成期間)

○地域自立支援協議会の設置市町村数
700市町村〔19年〕→全市町村〔24年〕

○乳幼児期における障害児への支援

乳幼児期における障害児への支援について、障害児施設等による療育や家族への支援を行うとともに、保育所や幼稚園等においても、他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう対応することが子どもの発育にとって重要であるので、障害児を受け入れている保育所や幼稚園等に対し、専門性を持った障害児施設等から巡回支援を実施するなど、環境を整備する。

○成年後見制度の利用促進等による権利擁護

パンフレットの作成・配布やホームページによる情報提供等により、引き続き、成年後見制度の利用方法等の一層の周知を図るとともに、成年後見制度等の利用を支援する。

○矯正施設に入所している障害者等の地域生活支援の推進

厚生労働行政と法務行政が連携を図り、矯正施設に入所している障害者等について、相談支援事業を活用することなどにより、社会復帰に向けた地域生活支援を推進する。

②地域移行の推進

○障害福祉計画に基づく障害福祉サービス等の計画的な基盤整備

障害者自立支援法において、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施設入所者の地域生活への移行や一般就労への移行等に関する数値目標を設定するとともに、その達成に必要な障害福祉サービスや相談支援サービス等が地域において計画的に提供されるよう、都道府県及び市町村による、障害福祉計画の作成が義務付けられたところであり、

同計画の着実な推進を図る。

○精神障害者の退院促進と地域移行の推進

受入条件が整えば退院可能とされる精神障害者の地域生活への移行を推進する。

(数値目標・達成期間)

- 訪問系サービス^(注1)の利用時間数
約376万時間〔19年度〕→約522万時間〔23年度〕
- 日中活動系サービス^(注2)のサービス提供量
約713万人日分〔19年度〕→約825万人日分〔23年度〕
- 療養介護事業の利用者数
約0.4万人分〔19年度〕→約1.0万人分〔23年度〕
- 児童デイサービス事業のサービス提供量
約26万人日分〔19年度〕→約34万人日分〔23年度〕
- 短期入所事業のサービス提供量
約24万人日分〔19年度〕→約35万人日分〔23年度〕
- 共同生活援助事業（グループホーム）、共同生活介護事業（ケアホーム）の利用者数
約4.5万人〔19年度〕→約8.0万人〔23年度〕
- 相談支援事業の利用者数
約3万人〔19年度〕→約5万人〔23年度〕
- 福祉施設入所者数
14.6万人〔17年度〕→約13.5万人〔23年度〕
- 退院可能精神障害者数
4.9万人〔19年度〕のうち、約3.7万人の減少〔23年度〕

(注1) 居宅介護事業、重度訪問介護事業、行動援護事業、重度障害者等包括支援事業

(注2) 生活介護事業、自立訓練（機能訓練）事業、自立訓練（生活訓練）事業、就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業、就労継続支援 B 型事業及び新体系サービスに移行していない身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設（通所・入所）、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設（通所・入所）、精神障害者授産施設（通所・入所）、精神障害者生活訓練施設、小規模通所授産施設（身体・知的・精神）、福祉工場（身体・知的・精神）

※「訪問系サービスの利用時間数」から「相談支援事業の利用者数」までは、各都道府県の障害福祉計画における19年度の平均的なサービス見込量（1月当たり）の合計値である。また、「退院可能精神障害者数」については、各都道府県の障害福祉計画における数値を19年度に集計したものである。

○障害者に対する住宅セーフティネットの構築

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の趣旨を踏まえ、公営住宅などの供給や優先入居の措置等の促進を図る。また、あんしん賃貸支援事業（民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るために情報提供等を実施する。）と、居住サポート事業（賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間賃貸住宅）への入居を希望しているが、入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整や支援、家主への相談・助言を行う。）の連携により、障害者の一般住宅への入居を進める。

○障害児の居場所の確保

放課後や夏休み等の長期休暇の間の居場所を確保するための施策を推進する。

○身体障害者補助犬法への理解の促進

身体障害者補助犬法の改正を踏まえ、都道府県の補助犬に関する苦情相談窓口で対応がなされるよう「相談対応マニュアル」を整備するなど、円滑な施行を図るとともに、引き続き、補助犬への理解の促進及び受入れの円滑化のための広報・啓発を推進する。

○発達障害者施策の推進

発達障害者支援法を踏まえ、発達障害者の乳幼児期から成人期までの一貫した支援を推進する観点から、保健・医療・福祉・就労・教育等の制度横断的な関連施策の推進を図る。

ア 発達障害者には幅広い領域の支援が必要となっていることを踏まえ、各自治体においてネットワーク作りを効果的に促進するためのモデル事例集を平成21年度までに策定する。

イ 標準的な支援方法が確立されておらず、幼児期から成人期まで一貫した支援が十分ではないことを踏まえ、平成21年度までに地域において実施されている支援方法を把握し、支援マニュアルを策定する。

ウ 発達障害児やその保護者に対応できる技能を持つ専門家が少ないことを踏まえ、地域で核となって支援を進める人材を育成するための研修を行う。

③スポーツ、文化芸術活動の振興

○スポーツ、文化芸術活動の振興

障害者の社会参加等を促進するため、障害の

有無にかかわらず、誰もが参加するスポーツ、文化芸術活動の振興を図るとともに、地域におけるスポーツ大会及び文化講座等や全国の障害者が参加する「全国障害者スポーツ大会」及び「全国障害者芸術・文化祭」を開催する。

④福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援

○優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化開発に対する支援

ア 高齢者・障害者及び介護者の生活の質の向上を目的として、生活支援分野、社会活動支援分野を中心として優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化開発を行う民間企業に対し、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）を通じて研究開発費用の補助を行う。

イ 脳とコンピュータをつなぐブレイン・マシン・インターフェイス（BMI：Brain Machine Interface）技術の開発によって、失われた身体機能の回復・補完を可能とする高度な義手・義足等の開発等を戦略的に推進する。

ウ 視覚障害者、聴覚障害者、認知障害者等向けの情報支援機器、義肢装具、電動車いす、福祉車両、介護者を支援するための生活環境関連機器、ロボット等、先端技術を活用した福祉用具等の利用支援の観点から、利用者ニーズに関する調査研究、人材育成を含めた支援技術の確立等を推進するとともに、補装具費支給事業等を適切に実施し、また、相談支援体制の確保を図る。

併せて、福祉用具等の安全評価を実施し、利用者ニーズに合った福祉用具の開発を推進するため、研究開発・評価の段階で利用者の参加を促進する。

⑤専門職種の養成・確保

○福祉人材の養成確保

ア 「福祉人材確保指針」を踏まえ、介護職員のキャリアアップの仕組みを構築するなど、福祉人材の養成・確保のための取組を強化する。

イ サービス管理責任者の養成及び継続的な研修システムを整備するとともに、リハビリテーション関係専門職員等の養成を推進する。

3 生活環境

○基本方針

誰もが、快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進する。

このため、障害者等すべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、まちなかまで連続したバリアフリー環境の整備を推進する。

また、防災、防犯対策を推進する。

①住宅、建築物のバリアフリー化の推進

○公共賃貸住宅のバリアフリー化の推進

新設されるすべての公共賃貸住宅について、バリアフリー化を実施する。

○障害者等の利用に配慮した住宅ストックの形成の推進

ア 手すりの設置、広い廊下幅の確保、段差の解消等がなされた住宅ストックの形成を推進する。

（数値目標・達成期間）

○高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のバリアフリー化率

・一定のバリアフリー化^{（注1）}

29%〔15年度〕→75%〔27年度〕

・うち、高度のバリアフリー化^{（注2）}

6.7%〔15年度〕→25%〔27年度〕

（注1）2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消に該当

（注2）2箇所以上の手すり設置、屋内の段差解消及び車いすで通行可能な廊下幅のいずれにも該当

イ 共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車いす等で通行可能な住宅ストックの形成を推進する。

（数値目標・達成期間）

○共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車いす等で通行可能な住宅ストックの比率

10%〔15年度〕→25%〔27年度〕

○建築物のバリアフリー化の推進

不特定多数の者又は主に高齢者、障害者等が利用する特別特定建築物（床面積が2,000平方

メートル以上のもの)のバリアフリー化を推進する。

(数値目標・達成期間)

- 床面積2,000㎡以上の特別特定建築物のうち、バリアフリー化されたものの割合
37%〔17年〕→約50%〔22年〕

○官庁施設のバリアフリー化の推進

ア 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー新法」という。)に基づいて、新営する国のすべての官庁施設を、移動等円滑化誘導基準に照らし、「すべての施設利用者が、できる限り、円滑かつ快適に利用できる」施設として整備する。

イ バリアフリー新法に基づいて、国の合同庁舎について、窓口までの経路、高齢者、障害者等に対応した便所(オストメイト対応)、駐車スペース等の整備を実施する。

(数値目標・達成期間)

- 国の合同庁舎のうち、窓口までの経路、高齢者、障害者等に対応した便所(オストメイト対応)、駐車スペース等の整備が行われた施設の割合
7%〔19年度〕→50%〔24年度〕

ウ 窓口業務を行う官署が入居する国の既存官庁施設について、手すり、スロープ、視覚障害者誘導用ブロック、高齢者、障害者等に対応した便所、自動ドア、エレベーター(延床面積1,000平方メートル以上のもの)等の改修を実施する。

(数値目標・達成期間)

- 窓口業務を行う官署が入居する国の既存官庁施設のうち、手すり、スロープ、視覚障害者誘導用ブロック、高齢者、障害者等に対応した便所、自動ドア、エレベーター(延床面積1,000平方メートル以上のもの)等の改修を実施した割合
57%〔14年度〕→100%〔22年度〕

○地方公共団体による公共施設等のバリアフリー化の推進

地方公共団体が行う公共施設等のバリアフリー化を支援する。

②公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化等の推進

○旅客施設のバリアフリー化の推進

一日当たりの平均利用者数が5,000人以上である鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルに関し、原則すべてについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には高齢者、障害者等に対応した便所(オストメイト対応)の設置を推進する。

また、これ以外の鉄軌道駅についても、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、バリアフリー化を可能な限り実施する。

(数値目標・達成期間)

- 一日当たりの平均利用者数が5,000人以上である鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルのうち、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には高齢者、障害者等に対応した便所(オストメイト対応)の設置が行われた割合
100%〔22年〕

○車両等のバリアフリー化の推進

ア バリアフリー化された鉄軌道車両の導入を推進する。

(数値目標・達成期間)

- バリアフリー化された鉄軌道車両の導入割合
20%〔18年度〕→約50%〔22年〕

イ 低床化されたバス車両の導入を推進する。

(数値目標・達成期間)

- 低床化されたバス車両の導入割合
33.1%〔18年度〕→100%〔27年〕

ウ ノンステップバスの導入を推進する。

(数値目標・達成期間)

- ノンステップバスの導入割合
17.7%〔18年度〕→約30%〔22年〕

エ バリアフリー化された旅客船の導入を推進する。

(数値目標・達成期間)

- バリアフリー化された旅客船の導入割合
11.5%〔18年度〕→約50%〔22年〕

オ バリアフリー化された航空機の導入を推進する。

(数値目標・達成期間)

- バリアフリー化された航空機の導入割合
54.4%〔18年度〕→約65%〔22年〕

カ 福祉タクシーの導入を推進する。

(数値目標・達成期間)

- 福祉タクシーの導入台数
9,651台〔18年度〕→約18,000台〔22年〕

○都市公園のバリアフリー化の推進

都市公園における園路及び広場、駐車場、便所等を始めとした公園施設のバリアフリー化を推進する。

(数値目標・達成期間)

- 園路及び広場の設置された都市公園のうち、園路及び広場がバリアフリー化されたものの割合
約40%〔18年度〕→約45%〔22年〕
- 駐車場の設置された都市公園のうち、駐車場がバリアフリー化されたものの割合
約30%〔18年度〕→約35%〔22年〕
- 便所の設置された都市公園のうち、便所がバリアフリー化されたものの割合
約25%〔18年度〕→約30%〔22年〕

○路外駐車場のバリアフリー化の推進

特定路外駐車場（自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上であり、かつ、その利用について駐車料金を徴収する路外駐車場のうち、道路付属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの、建築物に付随しているものを除いたもの）のバリアフリー化を推進する。

(数値目標・達成期間)

- 特定路外駐車場のうち、バリアフリー化されたものの割合
28%〔18年度〕→約40%〔22年〕

○歩行空間のバリアフリー化の推進

原則として、バリアフリー新法に基づく重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路について、バリアフリー化を実施する。

(数値目標・達成期間)

- 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路のうち、バリアフリー化されたものの割合
44%〔18年度〕→100%〔22年〕

○高速道路等のサービスエリア等のバリアフリー化の推進

今後整備する高速道路等のサービスエリア及びパーキングエリア並びに主要な幹線道路の道の駅については、高齢者、障害者等に対応した便所、駐車スペースの整備を推進する。

○河川利用の拠点施設のバリアフリー化の推進

直轄河川において新設される水辺プラザ等の河川利用の拠点において、手すり・緩傾斜スロープ等の設置、堤防・護岸の緩傾斜化等を実施する。

○港湾緑地のバリアフリー化の推進

人の利用に供するすべての新設港湾緑地において、手すり、スロープ、休憩施設、高齢者、障害者等に対応した便所、駐車スペース等を整備する。

○国立公園のバリアフリー化の推進

国立公園の主要な利用拠点において、直轄で整備する施設のバリアフリー化を推進する。

○森林総合利用施設のバリアフリー化の推進

バリアフリーに配慮した森林総合利用施設の整備を推進する。

○ソフト施策の推進

ア 身体的状況、年齢、言語等を問わず、「いつでも、どこでも、だれでも」移動等に関する情報を入手することを可能にする自律支援施策を推進する。

イ バリアフリー情報提供システム「らくらくおでかけネット」等を通じてバリアフリー情報の統一的な提供を促進するとともに、バリアフリー教室の実施等により、国民の「心のバリアフリー」に対する理解の

浸透に努める。

③安全な交通の確保

○バリアフリー対応型信号機等の整備の促進

原則として、バリアフリー新法に基づく重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路において、バリアフリー対応型信号機等を整備する。

(数値目標・達成期間)

○重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路のうち、バリアフリー対応型信号機等が整備された割合
100%〔22年〕

④運転免許取得希望者等に対する利便の向上

○持ち込み車両等による障害者等に配慮した教習等の実施

ア 指定自動車教習所に対する持ち込み車両等を使用した教習の実施等の指導を行う。

イ 持ち込み車両等による技能試験の実施等を推進する。

ウ 免許申請時等における障害者等のプライバシー保護への配慮及び運転適性相談等に係る態勢の充実を図る。

○聴覚障害者に配慮した免許制度の推進

健聴者と同じ適性試験の合格基準に達しない聴覚障害者が、ワイドミラー等を条件として普通自動車免許を取得することができる制度の導入を推進し、その場合における免許試験・講習等の態勢の充実を図る。

⑤防災、防犯対策の推進

○防災対策の推進

ア 障害者等災害時要援護者関連施設に係るきめ細かな治山対策を実施する。

イ 砂防、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策事業の実施により、土砂災害のおそれのある自力避難の困難な障害者等の災害時要援護者が24時間入院・入居している施設を重点的に保全する。

ウ 行政機関と福祉関係者等による防火指導等を一層推進する。

エ 緊急通報システムによる消防への緊急通報体制の一層の充実など障害者に係る火災予防体制を強化する。

○災害時の支援体制等の整備

ア 自主防災組織による支援体制を整備する。

イ 最新の通信技術を踏まえつつ、平成24年度までに災害時の住民への情報伝達のあり方についてまとめる。

ウ 国による市町村モデル計画の策定や全国キャラバンの展開等を通じ、平成21年度までを目途に、市町村において要援護者情報の収集・共有等を円滑に進めるための避難支援プランの全体計画などが策定されるよう促進し、災害時要援護者が安全に避難するための支援体制を確立する。

○障害者の消費トラブル等の防止

消費者基本計画(平成17～21年度)を踏まえ、障害者の消費者トラブルの防止に向けて、国民生活センターから、消費生活相談の現場で把握された警戒を要すると思われる悪質商法や製品事故に関する情報を始め防犯・防災情報を含む見守りに必要な情報を、障害者やその家族、日ごろから障害者に接している周りの方々へ迅速に届ける総合的ネットワークを作ることにより、地域の見守り力を高める動きを支援する。

○防犯・安全ネットワークの充実

ア FAXによる緊急通報受理(FAX110番)、Eメールによる緊急通報受理(メール110番)の利用状況を勘案しつつ、運用の在り方を検討する。

イ FAXにより警察署と障害者などが情報交換を行うFAXネットワーク等、地域における防犯ネットワークの利用状況を勘案しつつ、運用の在り方を検討する。

○交番における障害者等の利用に配慮した施策の推進

交番における障害者等の利用に配慮した施策を引き続き推進する。

○防犯性能の高い建物部品の普及促進

住宅等に対する侵入犯罪対策として大きな効果が期待できる建物部品を掲載している「防犯性能の高い建物部品目録」の公表及び普及を図る。